

旭川医科大学非常勤職員（短時間勤務職員）給与規程の一部を改正する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長 西 川 祐 司

旭川医科大学非常勤職員（短時間勤務職員）給与規程の一部を改正する規程の一部を改正する規程

旭川医科大学非常勤職員（短時間勤務職員）給与規程の一部を改正する規程（平成23年旭医大達第177号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を、同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は改正箇所を示す。

改正案	現行
附 則 1 この規程は、平成 23 年 11 月 9 日から施行し、改正後の第 3 条第 2 項及び第 17 条の 7 の規定は、平成 23 年 11 月 1 日から適用する。 2 改正後の第 17 条の 7 に規定する分娩手当は、<u>令和 11 年 10 月 31 日</u>まで支給する。 <u>附 則</u> <u>この規程は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。</u> 【改正理由】 分娩手当の支給を継続することに伴い、所要の改正を行うものである。	附 則 1 この規程は、平成 23 年 11 月 9 日から施行し、改正後の第 3 条第 2 項及び第 17 条の 7 の規定は、平成 23 年 11 月 1 日から適用する。 2 改正後の第 17 条の 7 に規定する分娩手当は、<u>令和 8 年 10 月 31 日</u>まで支給する。